

# 委 員 会 議 題

令和8年3月25日開催

於：奈良県経済倶楽部

奈良県内水面漁場管理委員会

## 議 事 事 項

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 1. 遊漁規則の変更について                     | 1~11  |
| 2. 令和7年度増殖実績数量及び令和8年度増殖計画数量の検討について | 12~19 |
| 3. コイヘルペスウイルス病のまん延防止について           | 20    |
| 4. 令和8年度第5種共同漁業権の増殖目標数について         | 21~24 |
| 5. 資源管理の状況等の報告について                 | 25    |
| 6. 魚の放流規制の検討について                   | 26~33 |

# 1. 遊漁規則の変更について

天川村漁業協同組合奈内共第4号及び第5号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新				旧		
第1条 ～ 第2条 [略]				第1条 ～ 第2条 [略]		
(キャッチアンドリリース区間の設置)				(キャッチアンドリリース区間の設置)		
第3条 次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域で、ウ欄の期間において、 <b>エ欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。また、当該区域で</b> 採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。				第3条 次の表のア欄の魚種は、イ欄の区域で、ウ欄の期間において、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。		
ア 魚種	イ 区域	ウ 期間	<b>エ 漁具・漁法</b>	ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
あまご	天川村大字坪内の弥仙橋から上流、天川村大字南日裏の弁天橋までの天の川の区域	3月1日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内	<b>ルアー釣、フライ釣、テンカラ(ただし、釣針はパーブレスシングルフックに限る)</b>	あまご	九尾ダムの網場から上流、天川村南日裏の弁天橋までの天の川の区域	3月1日から9月15日までの期間内で組合が定め公表する期間内
第4条 ～ 第7条 [略]				第4条 ～ 第7条 [略]		
(特別区域)				(特別区域)		
第8条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第5条の規定にかかわらずウ欄の期間とし、 <b>採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。</b>				第8条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第5条の規定にかかわらずウ欄の期間とする。		
ア 区域	イ 魚種	ウ 期間		ア 区域	イ 魚種	ウ 期間
天川村大字北角天保橋から上流、弥山川出合いまでの区域	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内		天川村大字北角弁天淵橋から上流、弥山川出合いまでの区域	にじます	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

(遊漁料の額及び納付方法)  
 第9条 [略]  
 2 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。  
 (1) 天川村漁業協同組合 (奈良県吉野郡天川村大字沢谷48番地の3)  
 (2) その他の納付場所 (別表記載)  
 3 [略]  
 4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとする。

区域	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	納付場所
天川村大字北角天保橋から上流弥山川出会いまでの区域	にじます	ルアー釣 フライ釣 テンカラ <u>(ただし、釣針はバ ープレスシングルフ ックに限る)</u>	1日	3,000円 女性 1,500円 心身障害者 1,500円 満80歳以上の高齢者 1,500円 中学生 1,500円 小学生 1,000円 未就学幼児 無料	天川村大字沢谷組合事務所

第10条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。  
 (1)～(9) [略]  
 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、オンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。  
 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第11条～第13条 [略]

附則  
 この規則は、令和6年1月1日から施行する。  
附則  
この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(遊漁料の額及び納付方法)  
 第9条 [略]  
 2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。  
 (1) 天川村漁業協同組合 (奈良県吉野郡天川村大字沢谷48番地の3)  
 (2) その他の納付場所 (別表記載)  
 3 [略]  
 4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとする。

区域	魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料	納付場所
天川村北角弁天淵橋から上流弥山川出会いまでの区域	にじます	ルアー釣  フライ釣 テンカラ	1日	3,000円 女性 1,500円 心身障害者 1,500円 満80歳以上の高齢者 1,500円 中学生 1,500円 小学生 1,000円 未就学幼児 無料	天川村大字沢谷組合事務所

第10条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。  
 (1)～(9) [略]  
 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。  
 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

第11条～第13条 [略]

附則  
 この規則は、令和6年1月1日から施行する。  
(新設)

(別表) \*

天川村漁業協同組合 (交付所名及び電話番号) \*

住所*	氏名*	電話番号*	住所*	氏名*	電話番号*
洞川*	南 一浩*	84-0531*	〃	〃	〃
北角*	堀口 元司*	84-0277*	〃	〃	〃
川合*	牧 孝志*	63-0046*	〃	〃	〃
川合*	島中 稔*	63-0018*	〃	〃	〃
川合*	森岡 太美行*	63-0803*	〃	〃	〃
川合*	吉田 勝*	63-0010*	〃	〃	〃
〃	川合 森田 聡子*	63-0120 *	〃	〃	〃
〃	中谷 榎栄 群二*	63-0345*	〃	〃	〃
〃	中谷 福西 賢二*	63-0823*	〃	〃	〃
〃	沢原 森田 幸彦*	63-0510*	〃	〃	〃
〃	南日裏 奥田 毅夫*	63-0208*	〃	〃	〃
〃	和田 上西 修一郎*	65-0345*	〃	〃	〃
〃	庵主 富本 恭司*	65-0213*	〃	〃	〃

\*印は友船設置

(別表) \*

天川村漁業協同組合 (交付所名及び電話番号) \*

住所*	氏名*	電話番号*	住所*	氏名*	電話番号*
洞川*	大西 依美嗣*	<del>84-0444</del>	〃	〃	〃
洞川*	南 一浩*	84-0531*	〃	〃	〃
北角*	堀口 元司*	84-0277*	〃	〃	〃
川合*	牧 孝志*	63-0046*	〃	〃	〃
川合*	島中 稔*	63-0018*	〃	〃	〃
川合*	森岡 太美行*	63-0803*	〃	〃	〃
川合*	吉田 勝*	63-0010*	〃	〃	〃
〃	川合 森田 聡子*	63-0120 *	〃	〃	〃
〃	中谷 榎栄 群二*	63-0345*	〃	〃	〃
〃	中谷 福西 賢二*	63-0823*	〃	〃	〃
〃	沢原 森田 幸彦*	63-0510*	〃	〃	〃
〃	南日裏 奥田 毅夫*	63-0208*	〃	〃	〃
〃	和田 上西 修一郎*	65-0345*	〃	〃	〃
〃	庵主 富本 恭司*	65-0213*	〃	〃	〃

\*印は友船設置

新旧対照表

新	旧																																																												
<p>第1条 ～ 第7条 [略]</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「<u>オンラインシステム</u>」という。)においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河合</td> <td>上北山村漁業協同組合</td> <td>西 原</td> <td>福本 タネ</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>後岡石油</td> <td>〃</td> <td>金山 進保</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>喫茶ひろ</td> <td>小 椽</td> <td>小松 喜美代</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小倉 勝洋</td> <td>〃</td> <td>梅屋商店</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上古代守道</td> <td>吉野町</td> <td>ローソン上市店</td> </tr> <tr> <td>西原</td> <td>新谷 五男</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 [略]</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(<u>オンラインシステムにより発行されるものを含む。</u>)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、<u>オンラインシステム</u>又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第10条 ～ 第12条 [略]</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名	河合	上北山村漁業協同組合	西 原	福本 タネ	〃	後岡石油	〃	金山 進保	〃	喫茶ひろ	小 椽	小松 喜美代	〃	小倉 勝洋	〃	梅屋商店	〃	上古代守道	吉野町	ローソン上市店	西原	新谷 五男			<p>第1条 ～ 第7条 [略]</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河合</td> <td>上北山村漁業協同組合</td> <td>西 原</td> <td>福本 タネ</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>後岡石油</td> <td>〃</td> <td>金山 進保</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>喫茶ひろ</td> <td>小 椽</td> <td>小松 喜美代</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>小倉 勝洋</td> <td>〃</td> <td>梅屋商店</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上古代守道</td> <td>吉野町</td> <td>ローソン上市店</td> </tr> <tr> <td>西原</td> <td>新谷 五男</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>松本 泰夫</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～4 [略]</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第10条 ～ 第12条 [略]</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。 <u>(新 設)</u></p>	住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名	河合	上北山村漁業協同組合	西 原	福本 タネ	〃	後岡石油	〃	金山 進保	〃	喫茶ひろ	小 椽	小松 喜美代	〃	小倉 勝洋	〃	梅屋商店	〃	上古代守道	吉野町	ローソン上市店	西原	新谷 五男			<u>〃</u>	<u>松本 泰夫</u>		
住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名																																																										
河合	上北山村漁業協同組合	西 原	福本 タネ																																																										
〃	後岡石油	〃	金山 進保																																																										
〃	喫茶ひろ	小 椽	小松 喜美代																																																										
〃	小倉 勝洋	〃	梅屋商店																																																										
〃	上古代守道	吉野町	ローソン上市店																																																										
西原	新谷 五男																																																												
住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名																																																										
河合	上北山村漁業協同組合	西 原	福本 タネ																																																										
〃	後岡石油	〃	金山 進保																																																										
〃	喫茶ひろ	小 椽	小松 喜美代																																																										
〃	小倉 勝洋	〃	梅屋商店																																																										
〃	上古代守道	吉野町	ローソン上市店																																																										
西原	新谷 五男																																																												
<u>〃</u>	<u>松本 泰夫</u>																																																												

上北山村漁業協同組合奈内共第10号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新	旧																																																
<p>第1条 ～ 第6条 [略]</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 遊漁料は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「<u>オンラインシステム</u>」<u>という。</u>)において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河合</td> <td>上北山村漁業協同組合</td> <td>西 原</td> <td>白滝荘</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>喫茶ひろ</td> <td>〃</td> <td>新谷 五男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上古代守道</td> <td>小 椽</td> <td>梅屋商店</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〃</td> <td>小松 喜美代</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>白 川</td> <td>Y企画</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(<u>オンラインシステムにより発行されるものを含む。</u>)を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、<u>オンラインシステム</u>又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第9条 ～ 第11条 [略]</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 年 月 日から施行する。</u></p>	住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名	河合	上北山村漁業協同組合	西 原	白滝荘	〃	喫茶ひろ	〃	新谷 五男	〃	上古代守道	小 椽	梅屋商店			〃	小松 喜美代			白 川	Y企画	<p>第1条 ～ 第6条 [略]</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 遊漁料は、次の場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> <th style="width: 25%;">住 所</th> <th style="width: 25%;">販 売 店 名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河合</td> <td>上北山村漁業協同組合</td> <td>西 原</td> <td>白滝荘</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>喫茶ひろ</td> <td>〃</td> <td>新谷 五男</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>上古代守道</td> <td>小 椽</td> <td>梅屋商店</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〃</td> <td>小松 喜美代</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>白 川</td> <td>Y企画</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 [略]</p> <p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第8条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第9条 ～ 第11条 [略]</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。 <u>(新 設)</u></p>	住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名	河合	上北山村漁業協同組合	西 原	白滝荘	〃	喫茶ひろ	〃	新谷 五男	〃	上古代守道	小 椽	梅屋商店			〃	小松 喜美代			白 川	Y企画
住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名																																														
河合	上北山村漁業協同組合	西 原	白滝荘																																														
〃	喫茶ひろ	〃	新谷 五男																																														
〃	上古代守道	小 椽	梅屋商店																																														
		〃	小松 喜美代																																														
		白 川	Y企画																																														
住 所	販 売 店 名	住 所	販 売 店 名																																														
河合	上北山村漁業協同組合	西 原	白滝荘																																														
〃	喫茶ひろ	〃	新谷 五男																																														
〃	上古代守道	小 椽	梅屋商店																																														
		〃	小松 喜美代																																														
		白 川	Y企画																																														

野迫川村漁業協同組合奈内共第11号、奈内共第12号  
及び奈内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正

新旧対照表

新						旧					
第1条～第5条〔略〕						第1条～第5条〔略〕					
(特別区域) 第6条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずそれぞれウ欄の期間とする。						(特別区域) 第6条 次の表のア欄の区域を特別区域とし、当該特別区域におけるイ欄の魚種を対象とする遊漁期間は、第4条の規定にかかわらずそれぞれウ欄の期間とする。					
ア 区域		イ 魚種		ウ 期間		ア 区域		イ 魚種		ウ 期間	
赤谷口から林道土谷平線の橋までの区域		あまご		3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間		赤谷口から土ヤ谷口までの区域		あまご		3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間	
		にじます		1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間				にじます		1月1日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間	
第7条〔略〕						第7条〔略〕					
(遊漁料の額及び納付方法)						(遊漁料の額及び納付方法)					
第8条						第8条					
1～3 (略)						1～3 (略)					
4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、 <u>表下段の区域内においては、採捕した魚の所持又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。</u>						4 前各項の規定にかかわらず、特別区域においてする遊漁の遊漁料及び納付場所は、次の表のとおりとし、 <u>餌釣については遊漁者ごとに魚の放流を行い、ルアー釣及びフライ釣については定期放流するものとする。</u>					
区 域		魚 種		漁具・漁法		区 域		魚 種		漁具・漁法	
赤谷口からかわらび荘の上流約350mにある堰堤までの区域		あまご		餌釣 (1kg放流あり)		赤谷口から土ヤ谷口までの区域		あまご		餌釣 (放流あり)	
		にじます		ルアー釣、フライ釣 (定期放流)				にじます		ルアー釣、フライ釣 (定期放流)	
かわらび荘の上流約350mにある堰堤から林道土谷平線の橋までの区域											
				1日						午後3時以降日没まで	
				4,000円						3,850円	
				2,500円						(新設)	
				3,500円						3,300円	
										2,000円	

第9条 ～ 第12条 〔略〕

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

第9条 ～ 第12条 〔略〕

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年8月15日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月2日から施行する。

(新設)

新旧対照表

新	旧																																																													
<p>第1条 ～ 第2条〔略〕</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">魚 種</th> <th style="width:80%;">漁 具・漁 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うなぎ</td> <td>竿釣、つけ針、竹もんどり</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>竿釣</td> </tr> <tr> <td>こい・ふな</td> <td>竿釣</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>竿釣</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、それぞれウ欄の規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">ア 魚 種</th> <th style="width:35%;">イ 漁具・漁法</th> <th style="width:50%;">ウ 規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うなぎ</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人1本</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人1本</td> </tr> <tr> <td>こい ふな</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人2本以内</td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人2本以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3</u> 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。 〔略〕</p>	魚 種	漁 具・漁 法	うなぎ	竿釣、つけ針、竹もんどり	にじます	竿釣	こい・ふな	竿釣	わかさぎ	竿釣	ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模	うなぎ	竿釣	釣竿 1人1本	にじます	竿釣	釣竿 1人1本	こい ふな	竿釣	釣竿 1人2本以内	わかさぎ	竿釣	釣竿 1人2本以内	<p>第1条 ～ 第2条〔略〕</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第3条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の漁具・漁法以外の方法を使用してはならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">魚 種</th> <th style="width:80%;">漁 具・漁 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うなぎ</td> <td>竿釣、つけ針、竹もんどり</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>竿釣</td> </tr> <tr> <td>こい・ふな</td> <td>竿釣、<u>刺網(ごろ、はりきり)、投網</u></td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>竿釣</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、イ欄の漁具・漁法により、それぞれウ欄の規模の範囲内でなければならない。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">ア 魚 種</th> <th style="width:35%;">イ 漁具・漁法</th> <th style="width:50%;">ウ 規 模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>うなぎ</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人1本</td> </tr> <tr> <td>にじます</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人1本</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">こい ふな</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人2本以内</td> </tr> <tr> <td><u>刺網(ごろ、はりきり)</u></td> <td><u>全長20m以下、1人2本以内</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>投網</u></td> <td><u>全長20m以下、1人1本</u></td> </tr> <tr> <td>わかさぎ</td> <td>竿釣</td> <td>釣竿 1人2本以内</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>3 次の表のア欄の漁具・漁法によるこい・ふなを対象とする遊漁は、イ欄の区域内において、ウ欄の期間中でなければならない。</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;"><u>ア 漁具・漁法</u></th> <th style="width:35%;"><u>イ 区 域</u></th> <th style="width:40%;"><u>ウ 期 間</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>刺網(ごろ、はりきり)、投網</u></td> <td><u>奈内共第34号の漁場区域</u></td> <td><u>8月16日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>4</u> 次の各号の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。 〔略〕</p>	魚 種	漁 具・漁 法	うなぎ	竿釣、つけ針、竹もんどり	にじます	竿釣	こい・ふな	竿釣、 <u>刺網(ごろ、はりきり)、投網</u>	わかさぎ	竿釣	ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模	うなぎ	竿釣	釣竿 1人1本	にじます	竿釣	釣竿 1人1本	こい ふな	竿釣	釣竿 1人2本以内	<u>刺網(ごろ、はりきり)</u>	<u>全長20m以下、1人2本以内</u>		<u>投網</u>	<u>全長20m以下、1人1本</u>	わかさぎ	竿釣	釣竿 1人2本以内	<u>ア 漁具・漁法</u>	<u>イ 区 域</u>	<u>ウ 期 間</u>	<u>刺網(ごろ、はりきり)、投網</u>	<u>奈内共第34号の漁場区域</u>	<u>8月16日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内</u>
魚 種	漁 具・漁 法																																																													
うなぎ	竿釣、つけ針、竹もんどり																																																													
にじます	竿釣																																																													
こい・ふな	竿釣																																																													
わかさぎ	竿釣																																																													
ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模																																																												
うなぎ	竿釣	釣竿 1人1本																																																												
にじます	竿釣	釣竿 1人1本																																																												
こい ふな	竿釣	釣竿 1人2本以内																																																												
わかさぎ	竿釣	釣竿 1人2本以内																																																												
魚 種	漁 具・漁 法																																																													
うなぎ	竿釣、つけ針、竹もんどり																																																													
にじます	竿釣																																																													
こい・ふな	竿釣、 <u>刺網(ごろ、はりきり)、投網</u>																																																													
わかさぎ	竿釣																																																													
ア 魚 種	イ 漁具・漁法	ウ 規 模																																																												
うなぎ	竿釣	釣竿 1人1本																																																												
にじます	竿釣	釣竿 1人1本																																																												
こい ふな	竿釣	釣竿 1人2本以内																																																												
	<u>刺網(ごろ、はりきり)</u>	<u>全長20m以下、1人2本以内</u>																																																												
	<u>投網</u>	<u>全長20m以下、1人1本</u>																																																												
わかさぎ	竿釣	釣竿 1人2本以内																																																												
<u>ア 漁具・漁法</u>	<u>イ 区 域</u>	<u>ウ 期 間</u>																																																												
<u>刺網(ごろ、はりきり)、投網</u>	<u>奈内共第34号の漁場区域</u>	<u>8月16日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内</u>																																																												

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
<u>うなぎ</u> にじます <u>こい・ふな</u>	11月1日から翌年10月31日まで
わかさぎ	11月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 [略]

第5条 ～ 第7条 [略]

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
<u>全魚種</u>	<u>竿釣(うなぎのつけ針、竹もんどりを含む)</u>	<u>1日</u>	<u>1,000円</u>
		<u>1年</u>	<u>5,000円</u>

2 遊漁料の納付は、次の場所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)においてしなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1)～(5) [略]

3 [略]

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
<u>うなぎ</u>	<u>4月1日から12月31日まで</u>
にじます	11月1日から翌年10月31日まで <u>の期間内で組合が定め公表する期間内</u>
<u>こい・ふな</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>
わかさぎ	11月1日から翌年3月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内

2 [略]

第5条 ～ 第7条 [略]

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 第2条の規定による遊漁者が納付すべき遊漁料の額は、次の表のとおりとする。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、次の表の遊漁料に500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	期 間	遊 漁 料
<u>うなぎ</u>	<u>竿釣・つけ針、竹もんどり</u>	<u>1日</u>	<u>1,000円</u>
		<u>1年</u>	<u>3,000円</u>
<u>にじます</u>	<u>竿釣</u>	<u>1日</u>	<u>3,000円</u>
		<u>1年</u>	<u>3,500円</u>
<u>こい・ふな</u>	<u>竿釣</u>	<u>1日</u>	<u>1,000円</u>
		<u>1年</u>	<u>5,000円</u>
	<u>投網、刺網(ごろ、はりきり)</u>	<u>1日</u>	<u>3,000円</u>
		<u>1年</u>	<u>5,000円</u>
<u>わかさぎ</u>	<u>竿釣</u>	<u>1日</u>	<u>1,000円</u>
		<u>1年</u>	<u>5,000円</u>

2 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。ただし、竿釣、刺網又は投網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(1)～(5) [略]

(6) 辻 太郎(奈良市邑地町)

3 [略]

<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 <u>(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)</u> を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、<u>オンラインシステム</u>又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第10条～第12条 [略]</p> <p>附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 <u>附則</u> <u>この規則は、令和8年11月1日から施行する。</u></p>	<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第9条 組合は、第2条の規定により遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>3 [略]</p> <p>第10条～第12条 [略]</p> <p>附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。 <u>(新設)</u></p>
--	---

曾爾村漁業協同組合奈内共第38号第5種共同漁業権遊漁規則 一部改正（案）

新旧対照表

新	旧																																																																								
<p>第1条 ～ 第4条 [略]</p> <p><u>(禁止区域)</u>  <u>第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄の区域内においては、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 域</th> <th style="text-align: center;">期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>今井3号橋の下流約100mにある堰堤より上流の横輪川全域</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1月1日から12月31日まで</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>第6条 ～ 第11条 [略]</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。</p> <p><u>附 則</u>  <u>この規則は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p>別表 曾爾村漁業協同組合遊漁料納付場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>遊漁券魚種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曾爾村 山粕</td> <td><u>山晃自動車</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 掛</td> <td>西口 五十美</td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 小長尾</td> <td><u>佐治商店</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 今井</td> <td><u>桂原おとり店</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 今井</td> <td><u>民宿2・7</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>曾爾村 葛</u></td> <td><u>カフェねころん</u></td> <td><u>あゆ、あまご</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 伊賀見</td> <td><u>木治屋</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>曾爾村 伊賀見</u></td> <td><u>伊賀見生産販売所</u> <u>坂井 英治</u></td> <td><u>あゆ</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>三重県名張市 夏見</u></td> <td><u>プロショップかつき</u></td> <td><u>あゆ</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 域	期 間	<u>今井3号橋の下流約100mにある堰堤より上流の横輪川全域</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>	住 所	氏 名	遊漁券魚種	備 考	曾爾村 山粕	<u>山晃自動車</u>	あゆ、あまご		曾爾村 掛	西口 五十美	あゆ、あまご		曾爾村 小長尾	<u>佐治商店</u>	あゆ、あまご		曾爾村 今井	<u>桂原おとり店</u>	あゆ、あまご		曾爾村 今井	<u>民宿2・7</u>	あゆ、あまご		<u>曾爾村 葛</u>	<u>カフェねころん</u>	<u>あゆ、あまご</u>		曾爾村 伊賀見	<u>木治屋</u>	あゆ、あまご		<u>曾爾村 伊賀見</u>	<u>伊賀見生産販売所</u> <u>坂井 英治</u>	<u>あゆ</u>		<u>三重県名張市 夏見</u>	<u>プロショップかつき</u>	<u>あゆ</u>		<p>第1条 ～ 第4条 [略]</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第5条 ～ 第10条 [略]</p> <p>附 則 この規則は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。</p> <p>附 則 この規則は、令和 7 年 4 月 2 日から施行する。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>別表 曾爾村漁業協同組合遊漁料納付場所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住 所</th> <th>氏 名</th> <th>遊漁券魚種</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曾爾村 山粕</td> <td><u>栢田 勇</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 掛</td> <td>西口 五十美</td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 小長尾</td> <td><u>佐治 貴章</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 今井</td> <td><u>桂原 秀道</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 今井</td> <td><u>東口 敏哉</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> <tr> <td>曾爾村 伊賀見</td> <td><u>木治 正人</u></td> <td>あゆ、あまご</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	住 所	氏 名	遊漁券魚種	備 考	曾爾村 山粕	<u>栢田 勇</u>	あゆ、あまご		曾爾村 掛	西口 五十美	あゆ、あまご		曾爾村 小長尾	<u>佐治 貴章</u>	あゆ、あまご		曾爾村 今井	<u>桂原 秀道</u>	あゆ、あまご		曾爾村 今井	<u>東口 敏哉</u>	あゆ、あまご		曾爾村 伊賀見	<u>木治 正人</u>	あゆ、あまご	
区 域	期 間																																																																								
<u>今井3号橋の下流約100mにある堰堤より上流の横輪川全域</u>	<u>1月1日から12月31日まで</u>																																																																								
住 所	氏 名	遊漁券魚種	備 考																																																																						
曾爾村 山粕	<u>山晃自動車</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 掛	西口 五十美	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 小長尾	<u>佐治商店</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 今井	<u>桂原おとり店</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 今井	<u>民宿2・7</u>	あゆ、あまご																																																																							
<u>曾爾村 葛</u>	<u>カフェねころん</u>	<u>あゆ、あまご</u>																																																																							
曾爾村 伊賀見	<u>木治屋</u>	あゆ、あまご																																																																							
<u>曾爾村 伊賀見</u>	<u>伊賀見生産販売所</u> <u>坂井 英治</u>	<u>あゆ</u>																																																																							
<u>三重県名張市 夏見</u>	<u>プロショップかつき</u>	<u>あゆ</u>																																																																							
住 所	氏 名	遊漁券魚種	備 考																																																																						
曾爾村 山粕	<u>栢田 勇</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 掛	西口 五十美	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 小長尾	<u>佐治 貴章</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 今井	<u>桂原 秀道</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 今井	<u>東口 敏哉</u>	あゆ、あまご																																																																							
曾爾村 伊賀見	<u>木治 正人</u>	あゆ、あまご																																																																							

令和7年度増殖実績数量検討資料

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖実績数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第1号	十津川村	アユ	2,025 (405,000)	アユ	3,400 (365,000)
		アマゴ	513 (171,000)	アマゴ	765 (255,000)
		ウナギ	(791)	ウナギ	(1,582)
奈内共第2号		コイ	90 (3,000)	コイ	0 (0)
		フナ	40 (1,333)	フナ	40 (1,333)
奈内共第3号	五條市	アマゴ	100 (10,000)	アマゴ	300 (6,666)
奈内共第4号	天川村	アユ	1,500 (300,000)	アユ	3,030 (216,428)
		アマゴ	2,500 (250,000)	アマゴ	3,035 (60,700)
		ウナギ	(1,000)	ウナギ	(2,500)
		イワナ	産卵床造成 2箇所	イワナ	産卵床造成 2箇所
奈内共第5号		ニジマス	825 ( )	ニジマス	900 ( )
奈内共第6号	下北山村	アユ	340 (68,000)	アユ	400 (68,500)
		アマゴ	352 (70,400)	アマゴ	420 (65,714)
		ウナギ	(1,167)	ウナギ	(1,200)
奈内共第7号		コイ	20 (667)	コイ	0 (0)
		フナ	10 (333)	フナ	10 (350)
奈内共第8号	下北山村 上北山村	アユ	540 (108,000)	アユ	650 (54,166)
			[下北山村 0 (0)]		[下北山村 0 (0)]
		[上北山村 540 (108,000)]	[上北山村 650 (54,166)]		
		ウナギ	(333)	ウナギ	(500)
			[下北山村 (0)]		[下北山村 (0)]
		[上北山村 (333)]	[上北山村 (500)]		
奈内共第9号	下北山村 上北山村	アマゴ	888 (89,700)	アマゴ	860 (123,447)
		[下北山村 8 (1,700)]	[下北山村 8 (114)]		
		[上北山村 880 (88,000)]	[上北山村 852 (123,333)]		
奈内共第10号	下北山村 上北山村	コイ	45 (1,500)	コイ	0 (0)
			[下北山村 20 (650)]		[下北山村 0 (0)]
		[上北山村 25 (850)]	[上北山村 0 (0)]		
		フナ	90 (3,000)	フナ	90 (3,017)
			[下北山村 40 (1,333)]		[下北山村 40 (1,350)]
		[上北山村 50 (1,667)]	[上北山村 50 (1,667)]		
		ニジマス	250 ( )	ニジマス	250 ( )
			[下北山村 125 ( )]		[下北山村 125 ( )]
[上北山村 125 ( )]	[上北山村 125 ( )]				

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖実績数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第11号	野迫川村	アマゴ	430 ( 43,000 )	アマゴ	580 ( 12,400 )
奈内共第12号		ニジマス	120 ( )	ニジマス	130 ( )
奈内共第13号		アマゴ	40 ( 4,000 )	アマゴ	140 ( 2,800 )
奈内共第14号	五條市	アユ	30 ( 6,000 )	アユ	30 ( 3,000 )
奈内共第15号		アマゴ	180 ( 18,000 )	アマゴ	300 ( 36,666 )
奈内共第16号	吉野	アユ	2,100 (420,000)	アユ	2,000 (420,000)
奈内共第17号		コイ	50 ( 1,667 )	コイ	0 ( 0 )
		ウナギ	( 1,000 )	ウナギ	( 1,000 )
		アマゴ	50 ( 5,000 )	アマゴ	100 ( 2,000 )
奈内共第18号		アユ	50 ( 10,000 )	アユ	50 ( 4,500 )
奈内共第19号		アマゴ	250 ( 25,000 )	アマゴ	250 ( 3,600 )
奈内共第20号		ウナギ	( 70 )	ウナギ	( 100 )
奈内共第21号		ニジマス	200 ( )	ニジマス	275 ( )
奈内共第22号	川上村	アユ	400 ( 80,000 )	アユ	480 ( 43,000 )
奈内共第23号		アマゴ	500 ( 50,000 )	アマゴ	690 ( 9,900 )
奈内共第24号		ウナギ	( 150 )	ウナギ	( 150 )
奈内共第25号		ニジマス	200 ( )	ニジマス	1,025 ( )
奈内共第26号		ニジマス	40 ( )	ニジマス	150 ( )
奈内共第27号		アユ	100 ( 20,000 )	アユ	100 ( 9,000 )
奈内共第28号		アマゴ	40 ( 4,000 )	アマゴ	100 ( 1,400 )
奈内共第29号		アマゴ	15,000 粒	アマゴ	80,000 粒
奈内共第30号	黒滝川	アマゴ	260 ( 26,000 )	アマゴ	350 ( 7,000 )
奈内共第31号		ウナギ	( 170 )	ウナギ	( 1,500 )

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数			増殖実績数				
		魚種	数量	kg (尾)	魚種	数量	kg (尾)		
奈内共 第26号	津風呂湖	アユ	10	( 2,000 )	アユ	10	( 2,000 )		
		ウナギ		( 552 )	ウナギ		( 552 )		
奈内共 第27号	津風呂湖	コイ	1,000	( 33,333 )	コイ	0	( 0 )		
		フナ	2,500	( 83,333 )	フナ	2,500	( 83,333 )		
		ワカサギ	20,000	千粒	ワカサギ	110,000	千粒		
奈内共 第28号	東吉野村	アユ	1,000	(200,000)	アユ	1,700	(170,000)		
		アマゴ	560	( 56,000 )	アマゴ	800	( 16,000 )		
		ウナギ		( 700 )	ウナギ		( 1,000 )		
奈内共 第29号	波多野 月ヶ瀬 五月川	アユ	124	( 24,800 )	アユ	130	( 20,285 )		
			波多野	100		( 20,000 )	波多野	100	( 14,285 )
			月ヶ瀬	8		( 1,600 )	月ヶ瀬	10	( 2,000 )
			五月川	16		( 3,200 )	五月川	20	( 4,000 )
奈内共 第30号	波多野 月ヶ瀬 五月川	コイ	170	( 5,667 )	コイ	0	( 0 )		
			波多野	30		( 1,000 )	波多野	0	( 0 )
			月ヶ瀬	100		( 3,334 )	月ヶ瀬	0	( 0 )
		五月川	40	( 1,333 )	五月川	0	( 0 )		
		フナ	350	( 11,667 )	フナ	390	( 13,000 )		
			波多野	70		( 2,333 )	波多野	70	( 2,333 )
	月ヶ瀬		200	( 6,667 )		月ヶ瀬	200	( 6,667 )	
	五月川	80	( 2,667 )	五月川	120	( 4,000 )			
奈内共 第31号	波多野	コイ	10	( 333 )	コイ	0	( 0 )		
		フナ	30	( 1,000 )	フナ	30	( 1,000 )		
		ワカサギ	10,000	千粒	ワカサギ	6,000	千粒		
奈内共 第32号	御杖村	アマゴ	35	( 3,500 )	アマゴ	120	( 2,400 )		
奈内共 第39号		アマゴ	35	( 3,500 )	アマゴ	70	( 1,400 )		
奈内共 第33号	布目川	コイ	630	( 21,000 )	コイ	0	( 0 )		
		ニジマス	240	( )	ニジマス	休業	( )		
		ウナギ		( 700 )	ウナギ	休業	( )		
奈内共 第34号	布目川	フナ	2,100	( 70,000 )	フナ	2,000	( 70,000 )		
		ワカサギ	40,000	千粒	ワカサギ	休業	千粒		
奈内共 第35号	豊里	アユ	50	( 10,000 )	アユ	70	( 14,000 )		
		コイ	40	( 1,333 )	コイ	0	( 0 )		

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖実績数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共 第36号	室 生	アマゴ	100 ( 10,000 )	アマゴ	150 ( 1,800 )
奈内共 第37号	室 生 宇陀川	コ イ	150 ( 5,000 )	コ イ	0 ( 0 )
		[ 室 生	75 ( 2,500 )	[ 室 生	0 ( 0 )
		[ 宇陀川	75 ( 2,500 )	[ 宇陀川	0 ( 0 )
		フ ナ	240 ( 8,000 )	フ ナ	300 ( 8,000 )
[ 室 生	120 ( 4,000 )	[ 室 生	150 ( 4,000 )		
[ 宇陀川	120 ( 4,000 )	[ 宇陀川	150 ( 4,000 )		
ワカサギ	20,000 千粒	ワカサギ	20,000 千粒		
[ 室 生	10,000 千粒	[ 室 生	10,000 千粒		
[ 宇陀川	10,000 千粒	[ 宇陀川	10,000 千粒		
奈内共 第38号	曾 爾 村	ア ユ	300 ( 60,000 )	ア ユ	600 ( 28,708 )
		アマゴ	70 ( 4,200 )	アマゴ	100 ( 1,600 )
奈内共 第40号	大 和 川 水 域 河 川	コ イ	300 ( 10,000 )	コ イ	0 ( 0 )
		フ ナ	240 ( 8,000 )	フ ナ	240 ( 8,000 )
奈内共 第41号	白 川 溜 池	コ イ	150 ( 5,000 )	コ イ	0 ( 0 )
		フ ナ	480 ( 32,000 )	フ ナ	200 ( 13,333 )

令和8年度増殖計画数量検討資料

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第1号	十津川村	アユ	2,025 (405,000)	アユ	2,025 (405,000)
		アマゴ	513 (171,000)	アマゴ	513 (171,000)
		ウナギ	(791)	ウナギ	(791)
奈内共第2号		コイ	90 (3,000)	コイ	90 (3,000)
		フナ	40 (1,333)	フナ	40 (1,333)
奈内共第3号	五條市	アマゴ	100 (10,000)	アマゴ	300 (6,000)
奈内共第4号	天川村	アユ	1,500 (300,000)	アユ	3,000 (214,285)
		アマゴ	2,500 (250,000)	アマゴ	2,840 (56,800)
		ウナギ	(1,000)	ウナギ	(2,500)
		イワナ	産卵床造成 2箇所	イワナ	産卵床造成 2箇所
奈内共第5号		ニジマス	825 ( )	ニジマス	900 ( )
奈内共第6号	下北山村	アユ	340 (68,000)	アユ	380 (60,000)
		アマゴ	352 (70,400)	アマゴ	400 (5,714)
		ウナギ	(1,167)	ウナギ	(1,200)
奈内共第7号		コイ	20 (667)	コイ	0 (0)
		フナ	10 (333)	フナ	10 (350)
奈内共第8号	下北山村 上北山村	アユ	540 (108,000)	アユ	650 (54,166)
			〔下北山村〕 0 (0)		〔下北山村〕 0 (0)
		〔上北山村〕 540 (108,000)	〔上北山村〕 650 (54,166)		
		ウナギ	(333)	ウナギ	(500)
			〔下北山村〕 (0)		〔下北山村〕 (0)
		〔上北山村〕 (333)	〔上北山村〕 (500)		
奈内共第9号	下北山村 上北山村	アマゴ	888 (89,700)	アマゴ	860 (123,447)
		〔下北山村〕 8 (1,700)	〔下北山村〕 8 (114)		
		〔上北山村〕 880 (88,000)	〔上北山村〕 852 (123,333)		
奈内共第10号	下北山村 上北山村	コイ	45 (1,500)	コイ	0 (0)
			〔下北山村〕 20 (650)		〔下北山村〕 0 (0)
			〔上北山村〕 25 (850)		〔上北山村〕 0 (0)
		フナ	90 (3,000)	フナ	90 (3,017)
			〔下北山村〕 40 (1,333)		〔下北山村〕 40 (1,350)
			〔上北山村〕 50 (1,667)		〔上北山村〕 50 (1,667)
		ニジマス	250 ( )	ニジマス	250 ( )
			〔下北山村〕 125 ( )		〔下北山村〕 125 ( )
〔上北山村〕 125 ( )	〔上北山村〕 125 ( )				

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第11号	野迫川村	アマゴ	430 ( 43,000 )	アマゴ	500 ( 10,000 )
奈内共第12号		ニジマス	120 ( )	ニジマス	130 ( )
奈内共第13号		アマゴ	40 ( 4,000 )	アマゴ	140 ( 2,800 )
奈内共第14号	五條市	アユ	30 ( 6,000 )	アユ	30 ( 3,000 )
奈内共第15号		アマゴ	180 ( 18,000 )	アマゴ	300 ( 36,000 )
奈内共第16号	吉野	アユ	2,100 (420,000)	アユ	2,000 (420,000)
		コイ	50 ( 1,667 )	コイ	0 ( 0 )
ウナギ		( 1,000 )	ウナギ	( 1,000 )	
奈内共第17号		アマゴ	50 ( 5,000 )	アマゴ	100 ( 2,000 )
奈内共第18号	川上村	アユ	50 ( 10,000 )	アユ	50 ( 4,500 )
		アマゴ	250 ( 25,000 )	アマゴ	250 ( 3,600 )
ウナギ		( 70 )	ウナギ	( 100 )	
奈内共第19号		ニジマス	200 ( )	ニジマス	200 ( )
奈内共第20号		アユ	400 ( 80,000 )	アユ	400 ( 36,000 )
		アマゴ	500 ( 50,000 )	アマゴ	500 ( 7,000 )
奈内共第21号		ウナギ	( 150 )	ウナギ	( 150 )
		ニジマス	200 ( )	ニジマス	200 ( )
奈内共第22号		ニジマス	40 ( )	ニジマス	40 ( )
奈内共第23号		アユ	100 ( 20,000 )	アユ	100 ( 9,000 )
	アマゴ	40 ( 4,000 )	アマゴ	40 ( 580 )	
奈内共第24号	アマゴ	15,000 粒	アマゴ	80,000 粒	
奈内共第25号	黒滝川	アマゴ	260 ( 26,000 )	アマゴ	350 ( 7,000 )
		ウナギ	( 170 )	ウナギ	( 1,500 )

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数			増殖計画数		
		魚種	数量	kg (尾)	魚種	数量	kg (尾)
奈内共第26号	津風呂湖	アユ	10	( 2,000 )	アユ	10	( 2,000 )
		ウナギ		( 552 )	ウナギ		( 552 )
奈内共第27号		コイ	1,000	( 33,333 )	コイ	0	( 0 )
		フナ	2,500	( 83,333 )	フナ	2,500	( 83,333 )
		ワカサギ	20,000	千粒	ワカサギ	20,000	千粒
奈内共第28号	東吉野村	アユ	1,000	( 200,000 )	アユ	1,600	( 160,000 )
		アマゴ	560	( 56,000 )	アマゴ	600	( 12,000 )
		ウナギ		( 700 )	ウナギ		( 1,000 )
奈内共第29号	波多野瀬川 五月川	アユ	124	( 24,800 )	アユ	130	( 20,000 )
		波多野	100	( 20,000 )	波多野	105	( 15,000 )
		月ヶ瀬	8	( 1,600 )	月ヶ瀬	0	( 0 )
		五月川	16	( 3,200 )	五月川	25	( 5,000 )
奈内共第30号	波多野瀬川 五月川	コイ	170	( 5,667 )	コイ	100	( 3,334 )
		波多野	30	( 1,000 )	波多野	0	( 0 )
		月ヶ瀬	100	( 3,334 )	月ヶ瀬	100	( 3,334 )
		五月川	40	( 1,333 )	五月川	0	( 0 )
		フナ	350	( 11,667 )	フナ	390	( 13,000 )
		波多野	70	( 2,333 )	波多野	70	( 2,333 )
	月ヶ瀬	200	( 6,667 )	月ヶ瀬	200	( 6,667 )	
	五月川	80	( 2,667 )	五月川	120	( 4,000 )	
奈内共第31号	波多野	コイ	10	( 333 )	コイ	0	( 0 )
		フナ	30	( 1,000 )	フナ	30	( 1,000 )
		ワカサギ	10,000	千粒	ワカサギ	休業	( )
奈内共第32号	御杖村	アマゴ	35	( 3,500 )	アマゴ	120	( 2,400 )
奈内共第39号		アマゴ	35	( 3,500 )	アマゴ	70	( 1,400 )
奈内共第33号	布目川	コイ	630	( 21,000 )	コイ	630	( 21,000 )
		ニジマス	240	( )	ニジマス	240	( )
		ウナギ		( 700 )	ウナギ	休業	
奈内共第34号		フナ	2,100	( 70,000 )	フナ	2,100	( 70,000 )
		ワカサギ	40,000	千粒	ワカサギ	休業	
奈内共第35号	豊里	アユ	50	( 10,000 )	アユ	50	( 10,000 )
		コイ	40	( 1,333 )	コイ	40	( 1,333 )

免許番号	漁業協同組合	増殖目標数		増殖計画数	
		魚種	数量 kg (尾)	魚種	数量 kg (尾)
奈内共第36号	室生	アマゴ	100 ( 10,000 )	アマゴ	150 ( 1,800 )
奈内共第37号	室生 宇陀川	コイ	150 ( 5,000 )	コイ	0 ( 0 )
			[室生 75 ( 2,500 ) 宇陀川 75 ( 2,500 )]		[室生 0 ( 0 ) 宇陀川 0 ( 0 )]
		フナ	240 ( 8,000 )	フナ	300 ( 8,000 )
			[室生 120 ( 4,000 ) 宇陀川 120 ( 4,000 )]		[室生 150 ( 4,000 ) 宇陀川 150 ( 4,000 )]
	ワカサギ	20,000 千粒	ワカサギ	20,000 千粒	
		[室生 10,000 千粒 宇陀川 10,000 千粒]		[室生 10,000 千粒 宇陀川 10,000 千粒]	
奈内共第38号	曾爾村	アユ	300 ( 60,000 )	アユ	600 ( 30,000 )
		アマゴ	70 ( 4,200 )	アマゴ	100 ( 1,600 )
奈内共第40号	大和川 水域河川	コイ	300 ( 10,000 )	コイ	300 ( 10,000 )
		フナ	240 ( 8,000 )	フナ	240 ( 8,000 )
奈内共第41号	白川溜池	コイ	150 ( 5,000 )	コイ	150 ( 5,000 )
		フナ	480 ( 32,000 )	フナ	480 ( 32,000 )

### 3. コイヘルペスウイルス病のまん延防止について

奈良県内水面漁場管理委員会告示第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第四項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持出し、放流等について、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 辺 勝 敏

#### 一 指示の内容

##### (一) 持出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（新宮川水系北山川の一部）を除く。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止の処置を講ずるための持出し並びに公的機関が試験研究及び検査に供するための持出しは除く。

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

##### (二) 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りではない。

- (1) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。
  - (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。
  - (3) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。
- (三) 遺棄の禁止

生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと接続一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

#### 二 指示の有効期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

#### 4. 令和8年度第5種共同漁業権の増殖目標数について

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十八条の規定による第五種共同漁業権に係る令和8年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定めたので公示します。

令和八年 月 日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 渡 辺 勝 敏

別紙のとおり

免許番号	漁業権者	魚種名	増殖目標数kg (尾)
奈内共第1号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合	あゆ	2,025 (405,000)
		あまご	513 (171,000)
		うなぎ	( 791)
奈内共第2号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合	こい	90 ( 3,000)
		ふな	40 ( 1,333)
奈内共第3号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合	あまご	100 ( 10,000)
奈内共第4号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合	あゆ	1,500 (300,000)
		あまご	2,500 (250,000)
		うなぎ	( 1,000)
		いわな	産卵場造成 2箇所
奈内共第5号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合	にじます	825
奈内共第6号	吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合	あゆ	340 ( 68,000)
		あまご	352 ( 70,400)
		うなぎ	( 1,167)
奈内共第7号	吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合	こい	20 ( 667)
		ふな	10 ( 333)
奈内共第8号	吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合 吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	あゆ	540 (108,000)
		うなぎ	( 333)
奈内共第9号	吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合 吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	あまご	888 ( 89,700)
奈内共第10号	吉野郡下北山村寺垣内 下北山村漁業協同組合 吉野郡上北山村河合 上北山村漁業協同組合	こい	45 ( 1,500)
		ふな	90 ( 3,000)
		にじます	250
奈内共第11号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	あまご	430 ( 43,000)
奈内共第12号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	にじます	120
奈内共第13号	吉野郡野迫川村北股 野迫川村漁業協同組合	あまご	40 ( 4,000)

(次頁に続く。)

奈内共第14号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合	あゆ	30 ( 6,000)
奈内共第15号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合	あまご	180 ( 18,000)
奈内共第16号	吉野郡吉野町飯貝 吉野漁業協同組合	あゆ こい うなぎ	2,100 (420,000) 50 ( 1,667) ( 1,000)
奈内共第17号	吉野郡吉野町飯貝 吉野漁業協同組合	あまご	50 ( 5,000)
奈内共第18号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	50 ( 10,000) 250 ( 25,000) ( 70)
奈内共第19号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	にじます	200
奈内共第20号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	400 ( 80,000) 500 ( 50,000) ( 150)
奈内共第21号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	にじます	200
奈内共第22号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	にじます	40
奈内共第23号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あゆ あまご	100 ( 20,000) 40 ( 4,000)
奈内共第24号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組合	あまご	15,000粒
奈内共第25号	吉野郡黒滝村中戸 黒滝川漁業協同組合	あまご うなぎ	260 ( 26,000) ( 170)
奈内共第26号	吉野郡吉野町河原屋 津風呂湖漁業協同組合	あゆ うなぎ	10 ( 2,000) ( 552)
奈内共第27号	吉野郡吉野町河原屋 津風呂湖漁業協同組合	こい ふな わかさぎ	1,000 ( 33,333) 2,500 ( 83,333) 20,000千粒
奈内共第28号	吉野郡東吉野村小 東吉野村漁業協同組合	あゆ あまご うなぎ	1,000 (200,000) 560 ( 56,000) ( 700)

(次頁に続く。)

奈内共第29号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合 奈良市月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬漁業協同組合 三重県伊賀市予野 五月川漁業協同組合	あゆ	124 ( 24,800)
奈内共第30号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合 奈良市月ヶ瀬月瀬 月ヶ瀬漁業協同組合 三重県伊賀市予野 五月川漁業協同組合	こい ふな	170 ( 5,667) 350 ( 11,667)
奈内共第31号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組合	こい ふな わかさぎ	10 ( 333) 30 ( 1,000) 10,000千粒
奈内共第32号	宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組合	あまご	35 ( 3,500)
奈内共第33号	山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組合	こい にじます うなぎ	630 ( 21,000) 240 ( 700)
奈内共第34号	山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組合	ふな わかさぎ	2,100 ( 70,000) 40,000千粒
奈内共第35号	山辺郡山添村大西 豊里漁業協同組合	あゆ こい	50 ( 10,000) 40 ( 1,333)
奈内共第36号	宇陀市室生大野 室生漁業協同組合	あまご	100 ( 10,000)
奈内共第37号	宇陀市室生大野 室生漁業協同組合 宇陀市榛原檜牧 宇陀川漁業協同組合	こい ふな わかさぎ	150 ( 5,000) 240 ( 8,000) 20,000千粒
奈内共第38号	宇陀郡曾爾村今井 曾爾村漁業協同組合	あゆ あまご	300 ( 60,000) 70 ( 4,200)
奈内共第39号	宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組合	あまご	35 ( 3,500)
奈内共第40号	磯城郡川西町唐院 大和川水域河川漁業協同組合	こい ふな	300 ( 10,000) 240 ( 8,000)
奈内共第41号	天理市和爾町 白川溜池漁業協同組合	こい ふな	150 ( 5,000) 480 ( 32,000)

※「こい」については、令和8年 月 日付け奈良県内水面漁場管理委員会告示第 号により放流等が制限されています。

(別紙)令和7年における資源管理状況等の報告について

第5種共同漁業者(河川漁協)	資源管理に関する取組実績			漁場の活用状況			県の意見
	漁業権行使規則に関する取組	資源維持・増殖等のための取組	その他	のべ遊漁者数	のべ行使者数	漁獲量(kg)	
十津川村	役員・総代によるHPを通じた漁業法令及び行使規則の指導	カワウ対策:追い払い 増殖対策:放流場所の監視、禁止区域の監視 増殖目標数量以上の種苗放流	遊漁者対策:入川道の整備 漁協HPに釣果状況・漁場マップを掲載	5,152	4,975	16,159	漁場を適切かつ有効に活用されている
天川村	漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:飛来数調査、駆除、かかし設置 増殖対策:アマゴ親魚の放流	遊漁者対策:入川道の草刈、補修、標識設置 環境整備:河岸清掃	10,829	1,908	23,643	漁場を適切かつ有効に活用されている
下北山村	漁場区域の監視による漁法違反者の取締	カワウ対策:駆除、追い払い、巡視、テグス張り	遊漁者対策:あまご釣り教室の開催 環境整備:河岸の草刈、ごみ拾い	1,463	872	2,269	漁場を適切かつ有効に活用されている
上北山村	漁業権行使規則を遵守徹底 専属監視員による取締の徹底	カワウ対策:猟友会との連携による駆除・追い払い、生息調査 増殖対策:アマゴの保護のため遊漁期間を8月末までに設定 ニゴイ・ハスの駆除 常勤監視員1名による監視	遊漁者対策:入川道の草刈、歩道の補修 その他:種苗運搬路の新設・補修 小学生を対象とした アマゴ釣り体験教室の開催	1,961	768	3,226	漁場を適切かつ有効に活用されている
野迫川村	組合員が巡回監視 漁業権行使規則を遵守	増殖対策:増殖目標数以上の種苗放流、巡回監視	その他:保育園児対象の啓発活動	680	328	575	漁場を適切かつ有効に活用されている
五條市	役員を中心とした監視体制で河川を巡回することにより 漁業権行使規則の遵守を確認	カワウ対策:追い払い、飛来調査 増殖対策:海産天然アユの遡上状況の把握 発眼卵放流したアマゴの成育状況調査 網漁禁止による資源保護、水質の監視	その他:児童を対象とした魚のふれあい体験の実施 地域行事へ参加	1,272	763	1,355	漁場を適切かつ有効に活用されている
吉野	役員等による巡回監視を行い漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:テグス張り、追い払い 増殖対策:分散放流、外来魚の駆除及び調査への協力 効果的なアマゴ放流地点の選定	環境整備:河川関係工事施工者へ遊漁者への配慮等について協力を依頼	4,283	3,145	5,878	漁場を適切かつ有効に活用されている
川上村	漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:飛来調査、追い払い、駆除 増殖対策:フラウトラウトの駆除 禁止区域等の巡回監視	環境整備:河川清掃	4,283	2,462	6,872	漁場を適切かつ有効に活用されている
黒滝川	役員が輪番で漁場を巡回 漁業権行使規則を遵守	増殖対策:禁止区域等の巡回監視、禁漁区の看板設置	環境整備:河川清掃	79	123	59	漁場を適切かつ有効に活用されている
津風呂湖	役員による漁場巡回、指導 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:花火等による追い払い、飛来数調査 増殖対策:魚道の管理・整備、親魚放流、産卵場造成、 ワカサギの自家採卵、 ワカサギの初期餌料となるプランクトン調査	遊漁者対策:入川道の草刈 環境整備:河川清掃 その他:釣り大会、放流体験の実施	8,321	5,111	10,067	漁場を適切かつ有効に活用されている
東吉野村	役員、監視員による漁場巡回 漁期、漁具・漁法を看板等で周知 行使券交付の際に口頭で規則を周知 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:追い払い、駆除、飛来数調査 増殖対策:産卵場造成、禁漁区巡回監視	遊漁者対策:入川道の補修・草刈り 環境整備:河岸清掃、マナーアップキャンペーン	6,400	3,985	14,996	漁場を適切かつ有効に活用されている
波多野	役員による監視を実施 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:追い払い	遊漁者対策:入川道の草刈、標識設置	4,447	632	1,816	漁場を適切かつ有効に活用されている
月ヶ瀬	漁業権行使規則を遵守	増殖対策:上流企業への水質調査及び検査結果の提供を要請	環境整備:漁場の清掃	4,584	255	5,081	漁場を適切かつ有効に活用されている
五月川	釣り場の監視、組合員証の携帯遵守	増殖対策:フナの産卵期はキャッチアンドリリースとしている 増殖目標数量以上の種苗放流 カワウ対策:駆除を行うためエアライフルの許可を取得	遊漁者対策:入川道・道路・釣り場の草刈 環境整備:釣場の清掃 その他:保育園児のフナ稚魚放流、釣り大会の実施 組合員対象のアユ釣り教室	7,140	416	8,365	漁場を適切かつ有効に活用されている
御杖村	役員による漁場巡回及び組合員への指導 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:駆除 増殖対策:アマゴの放流時期の検討	遊漁者対策:入川道の草刈、補修 環境整備:河川清掃	234	222	155	漁場を適切かつ有効に活用されている
布目川	役員による巡回監視 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:追い払い	遊漁者対策:草刈、標識設置 環境整備:湖岸・河川清掃	5,855	564	9,379	漁場を適切かつ有効に活用されている
豊里	漁法・漁期の掲示 地元組合員への啓発 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:テグス張り 増殖対策:堰堤での汲み上げ放流、禁止区域等の巡回監視	遊漁者対策:入川道の草刈 環境整備:河岸清掃	0	85	36	漁場を適切かつ有効に活用されている
室生	漁業権行使規則を遵守	外来魚対策:遊漁者に釣り上げた外来魚の殺処分を依頼 増殖対策:増殖目標数以上の種苗放流	遊漁者対策:草刈 環境整備:河川清掃	8,343	1,191	16,759	漁場を適切かつ有効に活用されている
宇陀川	役員・組合員による監視	カワウ対策:駆除 増殖対策:ワカサギの不漁の原因調査	環境整備:湖岸清掃				
曾爾村	役員による巡回及び行使規則の確認 組合員の鑑札確認 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:防鳥糸張り、追い払い、猟友会への駆除依頼	遊漁者対策:入川道の草刈、標識設置、避難ハシゴ設置 環境整備:河川清掃 その他:初心者対象のアユ釣り教室	625	384	1,327	漁場を適切かつ有効に活用されている
大和川水域河川	役員及び漁場監視員による巡回	カワウ対策:追い払い、飛来数調査 増殖対策:放流場所、禁止区域等の巡回監視	遊漁者対策:入川道の整備、補修、標識設置 環境整備:河岸清掃	8,660	1,460	2,024	漁場を適切かつ有効に活用されている
白川溜池	役員による監視、指導等 漁業権行使規則を遵守	カワウ対策:追い払い、飛来数調査 増殖対策:20~30cmのフナを放流	環境整備:溜池周辺、漁場周辺の清掃	7,235	76	7,650	漁場を適切かつ有効に活用されている

第2種区画漁業者(養殖業者)	資源管理に関する取組		漁場の活用状況							県の意見	
	漁業関係法令の遵守状況		養殖の種類・施設数	生産量・生産額	区画の使用状況	薬品の使用	漁場環境保全状況	防疫対策状況	養殖密度等		事業計画作成とその評価
北倭土地改良区	必要以上の投餌をせず、ため池の水質を維持。 免許番号、漁業者の住所、氏名、存続期間等を示した標識を設置するなど、漁業法等の法令を遵守。		ふな養殖・ため池1池	ふな1万尾 未出荷	周年ため池全体を使用	なし	過剰な給餌にならないよう飼育数に適した餌料を給餌	低密度、適量給餌により、魚病の発生を抑制	ため池230ヘクタールで約1万尾飼育	稚魚の放流時期及び放流数量等について計画し、取り上げ後評価	漁場を適切かつ有効に活用されている

○在来種

もともとその生息地に生息していた生物種の個体および集団

○国内外来種

我が国に自然分布域を有している（在来種）が、その自然分布域を越えて国内の他地域に導入された生物種

○国外外来種

「外来種」のうち、我が国に自然分布域を有していない生物種

◎特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法\*によって規定された外来生物

※外来生物法…「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」  
(別紙参照)

【特定外来生物一覧】(R8.3.1 現在)

魚類 (26 種類)

目	科	属	種
ガー目 <i>Lepisosteiformes</i>	ガー科 <i>Lepisosteidae</i>	ガー属 <i>Atractosteus</i> <i>Lepisosteus</i>	ガー科全種 ( <i>Lepisosteidae spp.</i> )
			ガー科に属する種間の交雑により生じた生物
コイ目 <i>Cypriniformes</i>	コイ科 <i>Cyprinidae</i>	タナゴ属 <i>Acheilognathus</i>	オオタナゴ ( <i>Acheilognathus macropterus</i> )
ナマズ目 <i>Siluriformes</i>	ギギ科 <i>Bagridae</i>	ギバチ属 <i>Tachysurus</i>	コウライギギ ( <i>T. fulvidraco</i> )
		アメイウルス属 <i>Ameiurus</i>	ブラウンプルヘッド ( <i>A. nebulosus</i> )
	イクタルルス科 <i>Ictaluridae</i>	イクタルルス属 <i>Ictalurus</i>	チャンネルキャットフィッシュ ( <i>I. punctatus</i> )
		ピロディクティス属 <i>Pylodictis</i>	フラットヘッドキャットフィッシュ ( <i>P. olivaris</i> )
ナマズ科 <i>Siluridae</i>	ナマズ属 <i>Silurus</i>	ヨーロッパナマズ (ヨーロッパオオナマズ) ( <i>S. glanis</i> )	
カワカマス (パイク) 目 <i>Esociformes</i>	カワカマス (パイク) 科 <i>Esocidae</i>	カワカマス (パイク) 属 <i>Esox</i>	カワカマス科の全種 ( <i>Esocidae spp.</i> )
			カワカマス科に属する種間の交雑により生じた生物
カダヤシ目 <i>Cyprinodontiformes</i>	カダヤシ科 <i>Poeciliidae</i>	カダヤシ属 <i>Gambusia</i>	カダヤシ ( <i>G. affinis</i> )
			ガンブスィア・ホルブロオキ ( <i>G. holbrooki</i> )

スズキ目 <i>Perciformes</i> ( <i>Percoidei</i> )	サンフィッシュ科 <i>Centrarchidae</i>	ブルーギル属 <i>Lepomis</i>	ブルーギル ( <i>L. macrochirus</i> )
		オオクチバス属 <i>Micropterus</i>	オオクチバス ( <i>M. salmoides</i> )
			コクチバス ( <i>M. dolomieu</i> )
	ハゼ科 <i>Gobiidae</i>	ネオゴビウス属 <i>Neogobius</i>	ラウンドゴビー ( <i>N. melanostomus</i> )
	アカメ科 <i>Latidae</i>	アカメ属 <i>Lates</i>	ナイルパーチ ( <i>L. niloticus</i> )
	モロネ科 (狭義) <i>Moronidae</i>	モロネ属 <i>Morone</i>	ホワイパーチ ( <i>M. americana</i> )
			ホワイバス ( <i>M. chrysops</i> )
			ストライプトバス ( <i>M. saxatilis</i> )
			ホワイバス × ストライプトバス ( <i>M. saxatilis</i> × <i>M. chrysops</i> )
	パーチ科 <i>Percidae</i>	ギムノケファルス属 <i>Gymnocephalus</i>	ラッフ ( <i>G. cernua</i> )
		ペルカ属 <i>Perca</i>	ヨーロッパパーチ ( <i>P. fluviatilis</i> )
		サンデル属 <i>Sander</i> ( <i>Stizostedion</i> )	パイクパーチ ( <i>S. lucioperca</i> )
	ケツギョ科 <i>Siniperca</i>	ケツギョ属 <i>Siniperca</i>	ケツギョ ( <i>S. chuatsi</i> )
コウライケツギョ ( <i>S. scherzeri</i> )			

…奈良県で生息が確認されている種

# 外来生物法の概要 (R4改正後)

## 法律の目的

- 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業に係る被害の防止

## 法律の概要

特定外来生物被害防止基本方針 (基本方針に基づく外来種被害防止行動計画、生態系被害防止外来種リスト)

### 特定外来生物

- ・ 飼養・栽培・保管・運搬 (飼養等) の禁止

(大臣の許可が必要)

- ・ 許可者以外は輸入禁止
  - ・ 許可者以外への譲渡禁止
  - ・ 野外への放出等の禁止
- (大臣の許可が必要)

条件付特定外来生物 (アカミミガメ、アメリカザリガニ (R5.6.1~))

販売・頒布目的の飼養等  
販売・頒布・購入  
輸入、放出等 のみ禁止

- ・ 国、都道府県(共同実施の市区町村含む)は公示して防除を実施
- ・ 市町村、民間等は国の確認、認定を受けて防除

### 要緊急対処特定外来生物(ヒアリ類)

※著しく重大な被害・国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあり、発見した場合には拡散防止の措置を緊急に行う必要があるもの

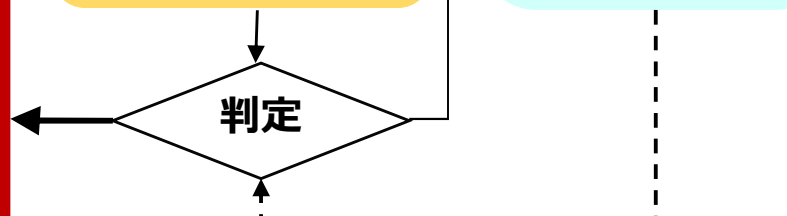
- ・ 付着等の疑いのある物品や土地等の検査
- ・ 付着等している物品等の移動制限、禁止命令
- ・ 事業者がとるべき措置の対処指針の策定

### 未判定外来生物

- ・ 輸入者に届出義務
- ・ 判定が終わるまでの一定の期間、輸入を制限

### 指定されない生物

規制なし  
※特定外来生物等に該当しないとの確認が容易でない生物は、輸入時に種類名証明書の添付が必要



### その他 :

- ・ 国、地方公共団体、事業者、国民の責務
- ・ 生息調査のための立入調査
- ・ 許可者への報告徴収及び立入検査
- ・ 情報収集、国際協力、普及啓発等の規定

特定外来生物、未判定外来生物が付着・混入している輸入品や土地等の検査、消毒・廃棄命令

奈良県野生生物目録（抜粋・編集）

魚類目録

No.	上位分類	科名	和名	学名	カテゴリー	備考
1	ヤツメウナギ目	ヤツメウナギ科	スナヤツメ	<i>Lethenteron</i> sp.	絶滅危惧種	
2	<b>ガー目</b>	<b>ガー科</b>	<b>ガー科の一種</b>	<b>Lepisosteidae gen. sp.</b>		<b>特定外来生物</b>
3	ウナギ目	ウナギ科	ニホンウナギ	<i>Anguilla japonica</i> Temminck & Schlegel, 1847		
4	ウナギ目	ウナギ科	オオウナギ	<i>Anguilla marmorata</i> Quoy & Gaimard, 1824		
5	コイ目	コイ科	コイ	<i>Cyprinus carpio</i> Linnaeus, 1758		国内外来種
6	コイ目	コイ科	ゲンゴロウブナ	<i>Carassius cuvieri</i> Temminck & Schlegel, 1846		国内外来種
7	コイ目	コイ科	ギンブナ	<i>Carassius</i> sp.		
8	コイ目	コイ科	ニゴロブナ	<i>Carassius buergeri grandoculis</i> Temminck & Schlegel, 1846		
9	コイ目	コイ科	オオキンブナ	<i>Carassius buergeri buergeri</i> Temminck & Schlegel, 1846		
10	コイ目	コイ科	ヤリタナゴ	<i>Tanakia lanceolata</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	絶滅危惧種	
11	コイ目	コイ科	アブラボテ	<i>Tanakia limbata</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	絶滅危惧種	
12	コイ目	コイ科	カネヒラ	<i>Acheilognathus rhombeus</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	絶滅危惧種	
13	コイ目	コイ科	イチモンジタナゴ	<i>Acheilognathus cyanostigma</i> Jordan & Fowler, 1903	情報不足種	
14	コイ目	コイ科	シロヒレタビラ	<i>Acheilognathus tabira tabira</i> Jordan & Thompson, 1914	絶滅寸前種	
15	コイ目	コイ科	タイリクバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus ocellatus</i> (Kner, 1866)		国外外来種
16	コイ目	コイ科	ニッポンバラタナゴ	<i>Rhodeus ocellatus kurumeus</i> Jordan & Thompson, 1914	野生絶滅種	
17	コイ目	コイ科	ハクレン	<i>Hypophthalmichthys molitrix</i> (Valenciennes, 1844)		国外外来種
18	コイ目	コイ科	コクレン	<i>Aristichthys nobilis</i> (Richardson, 1845)		国外外来種
19	コイ目	コイ科	ワタカ	<i>Ischikauia steenackeri</i> (Sauvage, 1883)	郷土種	県指定天然記念物、国内外来種
20	コイ目	コイ科	カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis neglectus</i> (Stieler, 1907)	絶滅危惧種	
21	コイ目	コイ科	ハス	<i>Opsariichthys uncirostris uncirostris</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		国内外来種
22	コイ目	コイ科	オイカワ	<i>Opsariichthys platypus</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		
23	コイ目	コイ科	カワムツ	<i>Candidia temminckii</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		
24	コイ目	コイ科	ヌマムツ	<i>Candidia sieboldii</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	希少種	
25	コイ目	コイ科	ゾウギョ	<i>Ctenopharyngodon idellus</i> (Valemcienes, 1844)		国外外来種
26	コイ目	コイ科	アブラハヤ	<i>Phoxinus lagowskii steindachneri</i> Sauvage, 1883	希少種	
27	コイ目	コイ科	タカハヤ	<i>Phoxinus oxycephalus jouyi</i> (Jordan & Snyder, 1901)		
28	コイ目	コイ科	ウグイ	<i>Tribolodon hakonensis</i> (Günther, 1877)		
29	コイ目	コイ科	モツゴ	<i>Pseudorasbora parva</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		

No.	上位分類	科名	和名	学名	カテゴリー	備考
30	コイ目	コイ科	カワヒガイ	<i>Sarcocheilichthys variegatus variegatus</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	絶滅危惧種	
31	コイ目	コイ科	ムギツク	<i>Pungtungia herzi</i> Herzenstein, 1892	希少種	
32	コイ目	コイ科	タモロコ	<i>Gnathopogon elongatus elongatus</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		
33	コイ目	コイ科	ホンモロコ	<i>Gnathopogon caeruleascens</i> (Sauvage, 1883)		国内外来種
34	コイ目	コイ科	ゼゼラ	<i>Biwia zezera</i> (Ishikawa, 1895)	絶滅危惧種	
35	コイ目	コイ科	ヨドゼゼラ	<i>Biwia yodoensis</i> Kawase & Hosoya, 2010	絶滅危惧種	
36	コイ目	コイ科	カマツカ	<i>Pseudogobio esocinus esocinus</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		
37	コイ目	コイ科	ツチフキ	<i>Abbottina rivularis</i> (Basilewsky, 1855)		
38	コイ目	コイ科	ズナガニゴイ	<i>Hemibarbus longirostris</i> (Regan, 1908)	絶滅危惧種	
39	コイ目	コイ科	コウライニゴイ	<i>Hemibarbus labeo</i> (Pallas, 1774)		
40	コイ目	コイ科	ニゴイ	<i>Hemibarbus barbatus</i> (Temminck & Schlegel, 1846)		
41	コイ目	コイ科	ニゴイ属の一種	<i>Hemibarbus</i> sp.		
42	コイ目	コイ科	イトモロコ	<i>Squalidus gracilis gracilis</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	希少種	
43	コイ目	コイ科	デメモロコ	<i>Squalidus japonicus japonicus</i> (Sauvage, 1883)		
44	コイ目	コイ科	スゴモロコ	<i>Squalidus chankaensis biwae</i> (Jordan & Snyder, 1900)		
45	コイ目	コイ科	コウライモロコ	<i>Squalidus chankaensis tsuchigae</i> (Jordan & Hubbs, 1925)		
46	コイ目	コイ科	キンギョ	<i>Carassius auratus auratus</i> (Linnaeus, 1758)		国外外来種
47	コイ目	ドジョウ科	ドジョウ	<i>Misgurnus anguillicaudatus</i> (Cantor, 1842)		国外外来種
48	コイ目	ドジョウ科	アジメドジョウ	<i>Niwaella delicata</i> (Niwa, 1937)	絶滅危惧種	
49	コイ目	ドジョウ科	オオシマドジョウ	<i>Cobitis biwae</i> Jordan & Snyder, 1901		
50	コイ目	ドジョウ科	オオガタスジシマドジョウ	<i>Cobitis magnostriata</i> Nakajima, 2012		国内外来種
51	コイ目	ドジョウ科	チュウガタスジシマドジョウ	<i>Cobitis striata striata</i> Ikeda, 1936	情報不足種	
52	コイ目	ドジョウ科	ホトケドジョウ	<i>Lefua echigonia</i> Jordan & Richardson, 1907	情報不足種	
53	コイ目	ドジョウ科	ナガレホトケドジョウ	<i>Lefua</i> sp.1	絶滅寸前種	
54	ナマズ目	ギギ科	ギギ	<i>Tachysurus nudiceps</i> (Sauvage, 1883)	希少種	
55	ナマズ目	ナマズ科	ナマズ	<i>Silurus asotus</i> Linnaeus, 1758		
56	ナマズ目	アカザ科	アカザ	<i>Liobagrus reinii</i> Hilgendorf, 1878	絶滅危惧種	
57	ナマズ目	アメリカナマズ科	チャンネルキャットフィッシュ	<i>Ictalurus punctatus</i> (Rafinesque, 1818)		特定外来生物
58	サケ目	キュウリウオ科	ワカサギ	<i>Hypomesus nipponensis</i> McAllister, 1963		国内外来種
59	サケ目	アユ科	アユ	<i>Plecoglossus altivelis altivelis</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	絶滅寸前種	国内外来種
60	サケ目	サケ科	ニジマス	<i>Oncorhynchus mykiss</i> (Walbaum, 1729)		国外外来種
61	サケ目	サケ科	ヤマトイワナ	<i>Salvelinus leucomaenis japonicus</i> Oshima, 1961	絶滅寸前種	別名キリクチ。県指定天然記念物

No.	上位分類	科名	和名	学名	カテゴリー	備考
62	サケ目	サケ科	アマゴ	<i>Oncorhynchus masou ishikawae</i> Jordan & McGregor, 1925		国内外来種
63	タウナギ目	タウナギ科	タウナギ	<i>Monopterus albus</i> (Zuiew, 1793)		国外外来種
64	ボラ目	ボラ科	ボラ	<i>Mugil cephalus cephalus</i> Linnaeus, 1758		
65	カダヤシ目	カダヤシ科	カダヤシ	<i>Gambusia affinis</i> (Baird & Girard, 1853)		特定外来生物
66	カダヤシ目	カダヤシ科	グッピー	<i>Poecilia reticulata</i> Peters, 1859		国外外来種
67	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ	<i>Oryzias latipes</i> (Temminck & Schlegel, 1846)	希少種	
68	スズキ目	ケツギョ科	オヤニラミ	<i>Coreoperca kawamebari</i> (Temminck & Schlegel, 1843)		国内外来種
69	スズキ目	サンフィッシュ科	ブルーギル	<i>Lepomis macrochirus macrochirus</i> Rafinesque, 1819		特定外来生物
70	スズキ目	サンフィッシュ科	オオクチバス	<i>Micropterus salmoides</i> (Lacépède, 1802)		特定外来生物
71	スズキ目	サンフィッシュ科	コクチバス	<i>Micropterus dolomieu dolomieu</i> Lacépède, 1802		特定外来生物
72	スズキ目	カワスズメ科	ジルティラピア	<i>Tilapia zillii</i> (Gervais, 1848)		国外外来種
73	スズキ目	カジカ科	アユカケ	<i>Cottus kazika</i> Jordan & Starks, 1904	情報不足種	別名カマキリ
74	スズキ目	カジカ科	カジカ	<i>Cottus pollux</i> Günther, 1837	情報不足種	カジカ大卵型
75	スズキ目	カジカ科	ウツセミカジカ	<i>Cottus reinii</i> Hilgendorf, 1879	情報不足種	カジカ小卵型
76	スズキ目	ドンコ科	ドンコ	<i>Odontobutis obscura</i> (Temminck & Schlegel, 1845)		
77	スズキ目	ハゼ科	ボウズハゼ	<i>Sicyopterus japonicus</i> (Tanaka, 1909)	情報不足種	
78	スズキ目	ハゼ科	ヌマチチブ	<i>Tridentiger brevispinis</i> Katsuyama, Arai & Nakamura, 1972		
79	スズキ目	ハゼ科	チチブ	<i>Tridentiger obscurus</i> (Temminck and Schlegel, 1845)		
80	スズキ目	ハゼ科	カワヨシノボリ	<i>Rhinogobius flumineus</i> (Mizuno, 1960)		
81	スズキ目	ハゼ科	シマヨシノボリ	<i>Rhinogobius nagoyae</i> Jordan & Seale, 1906		
82	スズキ目	ハゼ科	オオヨシノボリ	<i>Rhinogobius fluviatilis</i> Tanaka, 1925		
83	スズキ目	ハゼ科	トウヨシノボリ類	<i>Rhinogobius</i> spp.		シマヒレヨシノボリを含む
84	スズキ目	ハゼ科	ウキゴリ	<i>Gymnogobius urotaenia</i> (Hilgendorf, 1879)	希少種	
85	スズキ目	ハゼ科	ビリンゴ	<i>Gymnogobius breunigii</i> (Steindachner, 1880)		
86	スズキ目	タイワンドジョウ科	タイワンドジョウ	<i>Channa maculata</i> (Lacépède, 1801)		国外外来種
87	スズキ目	タイワンドジョウ科	カムルチー	<i>Channa argus</i> (Cantor, 1842)		国外外来種

## マーレーコッド

分類：スズキ目 ペルキクティス科

分布：オーストラリア東部

体長：約60cm（最大1mを超える）

食性：魚類，甲殻類，小哺乳類，鳥類など

- 海外ではルアーフィッシングの対象魚
- 世界三大淡水魚の一つ



WEB魚図鑑

### <群馬県の事例>

群馬県にあるルアー・フライ専用の管理釣り場にてオーストラリアから輸入したマーレーコッドを放流。

## コウライオヤニラミ

分類：スズキ目ケツギョ科

分布：朝鮮半島

体長：30cm程度

食性：魚類、昆虫類、甲殻類

- 観賞魚として流通



宮崎県HP

### <宮崎県の事例>

- 2017年に大淀川流域の支流で確認。その後の調査により、2024年現在、都城市の大淀川流域にて多数確認され、生息域が拡大していることが判明。（宮崎県HP）
- 宮崎県内水面漁場管理委員会指示で大淀川水系の本流及び支流からの持ち出しや、県内の河川等の内水面への移植を禁止。

※2024年10月には群馬県利根川水系でも確認

## ロングイヤーサンフィッシュ



WEB魚図鑑

分類：スズキ目 サンフィッシュ科  
分布：北アメリカ  
全長：11-15cm  
食性：水生昆虫， 甲殻類， 小魚など  
・ 観賞魚として流通

### < 岐阜県の事例 >

徳山ダムでの初確認後、2年程度で個体数が急増している。  
(藤田ほか, 2024)。

## パンプキンシード サンフィッシュ



環境省中部地方環境事務所

分類：スズキ目 サンフィッシュ科  
分布：北アメリカ  
全長：15-20cm  
食性：水生昆虫， 甲殻類， 小魚、魚卵など  
・ 観賞魚として流通

### < 石川県の事例 >

石川県内のため池で多くの個体が採捕されていることから再生産している可能性が極めて高いと考えられており、生態系に大きな影響を及ぼすことが懸念されている (藤田, 2025)。